



様式第2号（第5条関係）

令和5年度埼玉県ふるさと創造資金補助金交付決定通知書

西振第138号
令和5年4月3日

埼玉西部消防組合 管理者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

令和5年4月3日付け 埼玉西消企第45号で申請のあった令和5年度埼玉県ふるさと創造資金補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助事業名 埼玉西部地域消防指令事務協議会設置事業
- 2 補助メニュー 広域連携によるスマート自治体転換等支援事業
- 3 交付金額 金21,000,000円
- 4 支払方法 精算払い
- 5 交付条件
 - (1) 要綱第6条第2項に規定する軽微な変更以外の変更をしようとするときは、知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。